



平成18年4月より介護保険制度が変わりました



① 要介護度区分の変更

これまで6区分だった要介護度が7区分になりました。

改正前

要支援

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

改正後

要支援1

要支援2

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

新予防給付

介護給付

※従来どおりのサービスです

日本は超高齢社会(※)を目前にして、平成27年度には第一次ベビーブームの世代が高齢期を迎えるとともに高齢者人口は急激に増加し、大きな転換期を迎えます。この将来を明るく活力のある高齢社会にしていくために、「住み慣れた地域で、いつまでも元気にいきいきと暮らせる」よう、今年の4月に介護保険制度が改正されました。

今回の改正では、**介護予防を重視し、地域でのサービスや支援活動を重視する制度を**目指しています。その特徴は①新予防給付の創設にともない要介護度が7区分になりました。②介護予防に向けた地域支援事業が始まります。③介護の中核拠点として地域包括支援センターが新たに設けられました。



要支援1、要支援2に該当の方は、介護給付サービスから新予防給付というサービスに変わりました。

新予防給付に該当された方は、介護給付の方に比べ、心身ともに元気な方です。新予防給付では現在の元気な状態を活かし、要介護状態にならないようにするサービスを中心に提供されます。

例えば、閉じこもり予防の観点から、デイサービスやデイケアといった「通所系サービス

介護保険制度が始まってから6年、今回の改正は、増え続ける介護給付費を抑えるのが主な目的です。介護の必要度の低い「要支援者」や「要介護1」の人たちを対象に、手厚いサービスを提供するのではなく、状態の悪化を防ぐことを目的として介護予防サービスが新たに導入されました。

また今回の改正では、すでに昨年の10月より実施されていますが、在宅サービスと施設サービスの利用者負担を公平にするために、通所サービス利用者の食費、施設入所者の食費や居住費が全額自己負担になりました。

※超高齢社会とは？

65歳以上の人口が総人口に占める割合(高齢化率)によって次のように区分されます。

高齢化社会 高齢化率7%~14%
高齢社会 高齢化率14%~21%
超高齢社会 高齢化率21%~

日本は昭和45年に高齢化社会に、平成6年に高齢社会となりました。また今年9月15日現在の高齢化率は20.7%となっており超高齢社会は目前です。